



県章

群馬県報

平成19年
11月20日(火)
第8536号

目次

ページ

告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消(税務課)	2
○県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に 必要な資格に係る基本的事項等(監理課)	2
○土地収用法の規定による事業認定(用地課)	16

公 告

○予防接種業務を行う医師(保健予防課)	18
○建設業法第28条第3項の規定による公告(監理課)	23

■ 告 示

◎群馬県告示第388号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第202条の3第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成19年11月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 有限会社中市商店 代表取締役 中村 荘太郎
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 甘楽郡下仁田町下仁田 285
- 3 特約業者の指定の取消年月日 平成19年10月1日

◎群馬県告示第389号

群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）第170条の2及び第180条の規定に基づき、平成20年度及び平成21年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に係る基本的事項並びに申請の時期及び方法等並びに競争入札に参加する者に必要な資格及び資格を有するかどうかの審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法等を次のとおり定め、平成19年12月1日から施行する。

平成19年11月20日

群馬県知事 大澤 正 明

1 建設工事の種類

建設工事の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 ほ装工事 しゅんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信 工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事

- 2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者（以下「資格者」という。）とする。ただし、次の(1)から(3)までのすべてを満たす者でなければ、当該申請を行うことができない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けたものであること。

(2) 1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値による客観的事項の審査を受けた者であること。

(3) 納付すべき税を完納している者であること。

(4) 共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあつては、次のアからエまでのすべてを満たす者であること。なお、構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 構成員の数は、3社以内とする。

イ 構成員は、総合評定値が群馬県建設工事選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等

級又は直近等級に属する者の組合せとする。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上とする。

エ 各構成員は、次のaからdまでのすべてを満たす者とする。

- a 希望する建設工事の種類につき、同一の工事種別の資格審査申請を行わない者であること。
- b 希望する建設工事の種類に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
- c 希望する建設工事の種類につき、元請としての実績を有すること。
- d 希望する建設工事の種類に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを有し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。

3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するものとする。

4 申請の方法 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した建設工事競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を知事に行わなければならない。

5 申請の受付期間 平成20年1月7日から同年2月4日までとする。

6 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記簿謄本又は登記事項証明書、個人にあつては市町村長が発行した身分証明書
- (2) 納税証明書（法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。）
- (3) 建設業退職金共済事業加入証明書（様式は、建設業退職金共済事業本部の定めによる。）
- (4) 群馬県建設工事表彰要綱により表彰された場合は、優良建設工事表彰状又は施工管理賞表彰状の写し
- (5) ISO認証を取得している場合は、登録証の写し
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項に規定される者の場合は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (7) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第3項に規定される者で、一般事業主行動計画策定を届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届又は基準適合一般事業主認定通知書の写し
- (8) 群馬県の地域機関との間で災害応急対策業務に関する協定を締結している場合は、災害応急対策業務に関する細目協定書の写し
- (9) 道路又は河川清掃等の地域貢献を行った場合は、地域貢献確認申告書（別記様式第1号）
- (10) 建設業以外の分野に進出した場合は、新分野進出申告書（別記様式第2号）
- (11) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項の規定に基づく経営革新計画に係る承認を群馬県から得ている場合は、経営革新計画に係る承認申請書
- (12) 関連業者報告書（別記様式第3号）
- (13) 企業合併又は営業譲渡を行った場合は、合併・営業譲渡に関する届出書（別記様式第4号）及び客観数値の調整に係る申出書（別記様式第5号）
- (14) 入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任状
- (15) 工事経歴書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第2号の2）

(16)技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2）

ただし、(15)及び(16)に掲げる項目については、電磁的記録による提出とする。

7 電子申請及び添付書類に使用する言語等

(1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えるものとする。

(2) 6の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本国通貨でなければならない。なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

8 資格審査の結果の通知

(1) 知事は、資格審査の結果、資格を決定したときは、申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

(2) 知事は、申請者が入札参加資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。

9 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から平成22年3月31日までとする。

10 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、その旨を電子情報処理組織を使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、6に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

(1) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 所在地を変更したとき。

(3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。

(4) 商号又は名称を変更したとき。

(5) 代表者の変更があったとき。

(6) 代理人の変更があったとき。

11 事業協同組合の特例

(1) 事業協同組合に係る資格審査において特例申請を希望する者は、6に掲げる添付書類のほか次に掲げる書類を添付して電子申請を行わなければならない。

ア 官公需適格組合証明書の写し

イ 審査対象者一覧表（別記様式第6号）

ウ 当該組合の役員名簿（別記様式第7号）

エ 当該組合の組合員名簿（別記様式第8号）

オ 当該組合及び各審査対象者の建設業許可通知・総合評定値通知書の写し

(2) 官公需適格組合として証明を受けている当該組合と5者を限度として審査する。審査に当たっての総合評定値の算定は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合及び組合員に係る合計値により、その他の項目については当該組合及び組合員に係る数値の平均値により行う。

12 資格の取消し等 知事は、資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を取り消し、又は当該事実があった後2年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する資格者についても、また、同様とする。

(1) 営業を廃止し、又は休止した者

- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産手続開始の決定を受けた者
- (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
- (4) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消されたとき。
- (5) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 13 資格の取消し等の通知 知事は、12の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたときは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 14 申請情報の取扱い
 - (1) 各申請者から申請された内容（以下「申請情報」という。）については、資格審査後、その一部（本社又は委任先営業所の基本情報（商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号）及び工種）について公開する。
 - (2) 申請情報について、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがある。
- 15 指名基準

建設工事に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、次に掲げる基準（以下「指名基準」という。）によらなければならないものとし、指名基準の運用基準は、別表による。

 - (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
 - (2) 下請契約の状況
 - (3) 審査基準日以降における経営及び信用の状況
 - (4) 審査基準日以降における工事成績
 - (5) 当該建設工事に対する地理的条件
 - (6) 手持ち工事の状況
 - (7) 当該建設工事についての技術的適性
 - (8) 工事施工についての技術者の状況
 - (9) 審査基準日以降における安全管理の状況
 - (10) 審査基準日以降における労働福祉の状況

別表 指名基準の運用基準

1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無

次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。

- (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 建設工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - イ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。

2 下請契約の状況

次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。 (1) 法に違反し、請け負った工事を一括して他の建設業者等に下請けさせていると認められること。 (2) 法に違反し、他の建設業者等が請け負った工事を一括して下請負している場合であって、特に悪質であると認められること。 (3) 建設工事に関し、下請契約状況について、事実と反する報告をしていると認められること。 (4) 下請契約に際し、請負者等が、正当な理由なしに契約関係書類を作成していないと認められること。 (5) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
3 審査基準日以降における経営及び信用の状況 銀行からの取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
4 審査基準日以降における工事成績 (1) 工事成績評定基準に定める工事成績（以下「工事成績」という。）について、過去2年度の間に60点未満の工事があり、改善が図られていない場合は指名しないこと。 (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。
5 当該建設工事に対する地理的条件 本県内での工事実績等からみて、本県における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。
6 手持ち工事の状況 手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて、当該建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
7 当該建設工事についての技術的適性 次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該建設工事と同種又は類似の工事について相当の実績があること。 (2) 当該建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の実績があること。 (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
8 工事施工についての技術者の状況 次の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 工事種別に応じ、当該建設工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。 (2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。
9 審査基準日以降における安全管理の状況 (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 本県が発注した建設工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 本県が発注した建設工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
10 審査基準日以降における労働福祉の状況 (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 本県が発注した建設工事について建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度に加入せず、又は証紙購入若しくはちょう付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

別記様式第1号（規格A4）

地域貢献確認申告書			
群馬県知事 あて		年 月 日	
		住 所	
		商号又は名称	
		代表者氏名	
印			
地域貢献活動につきまして、次のとおり申告いたします。			
社 会 貢 献 の 種 類 （①～③の該当するものに ○をつけてください。）	①道路清掃等のボランティア活動 ②河川等の環境保全のための活動 ③文化事業を主催し、地域の評価を得ている活動		
実 施 時 期			
場 所			
参 加 従 業 員 数		全 従 業 員 数	
活 動 の 内 容 （活動の内容を具体的に記載すること。）			

注 活動内容が客観的に判断できる資料を併せて提出すること。

別紙

事業計画書

年 月 日

1 新分野進出企業の概要（新法人設立の場合はその内容を記載）

企業名		代表者	
所在地		電 話	
資本金	千円		
従業員			

2 新分野進出計画

進出する業種	
新分野進出の手法 （該当する項目に○をつける）	①自らの会社における新分野進出 ②新会社を設立し、新分野進出 ③共同出資で新会社を設立し、新分野進出
事業の概要（事業内容、規模、雇用の状況がわかるように記載）	別紙でも可

3 支出状況

設 立 資 金	支出時期	使 途	金 額（千円）
	計		千円
設 備 資 金	支出時期	使 途	金 額（千円）
	計		千円
運 転 資 金	支出時期	使 途	金 額（千円）
	計		千円
	合計		千円

注 新分野進出に要した支出（500万円以上）を証明する書面等を提示すること。

別記様式第3号 (規格A4)

関 連 業 者 報 告 書

内 訳 区 分		記 載 内 容			
業 務 名					
履 行 期 限					
関 連 業 者 と の 関 係	資 本 と の 関 連 (株式 (総数に対 する割合) 出資 (総額に対 する割合))	業 者 名	株式総数・出資総額	所有株数・出資額	割 合
	人 事 面 の 関 連 (役員の兼務 状 況)	業 者 名	役 職 名		
	そ の 他 (特別な提携 関 係)	業 者 名	関 係 内 容		

当社と関連のある業者について、上記のとおり報告します。

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別記様式第4号（規格A4）

合併・営業譲渡に関する届出書																																																																					
群馬県知事 あて			年 月 日																																																																		
			住 所 商号又は名称 代表者氏名			印																																																															
企業合併、営業譲渡に関し、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。 なお、この届出及び関係書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。 記 合併（営業譲渡）内容 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（１）合併又は営業譲渡の形態</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> 1 新設合併 2 吸収合併 3 全部譲渡 4 一部譲渡 </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（２）合併（営業譲渡）当事会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（３）合併前に有していた資格</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">登 録 番 号</td> <td style="text-align: center;">商 号 又 は 名 称</td> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a</td> <td style="text-align: center;">— —</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">b</td> <td style="text-align: center;">— —</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（４）吸収合併（全部譲渡）の場合の存続（譲受）会社</td> <td colspan="4" style="text-align: center;"> 1 a 2 b </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（５）合併（営業譲渡）の事実発生日</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">（６）関係書類（本書を提出する際に必要な書類です。）</td> </tr> <tr> <td colspan="7"> 1 合併契約書、営業譲渡書等合併、営業譲渡の内容が分かるもの 2 株主総会議事録（合併承認に係る記載があるもの） 3 登記事項証明書の写し 4 定款の写し 5 建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書の写し 6 合併等後の時点を基に作成された貸借対照表及び損益計算書 7 前記6の貸借対照表を作成する基になった時点を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し 8 その他必要と認める書類（定期の競争参加資格申請時に必要な書類を含む。） </td> </tr> </table>							（１）合併又は営業譲渡の形態			1 新設合併 2 吸収合併 3 全部譲渡 4 一部譲渡				（２）合併（営業譲渡）当事会社				（３）合併前に有していた資格				登 録 番 号	商 号 又 は 名 称	所 在 地				a	— —						b	— —						（４）吸収合併（全部譲渡）の場合の存続（譲受）会社			1 a 2 b				（５）合併（営業譲渡）の事実発生日			年 月 日				（６）関係書類（本書を提出する際に必要な書類です。）							1 合併契約書、営業譲渡書等合併、営業譲渡の内容が分かるもの 2 株主総会議事録（合併承認に係る記載があるもの） 3 登記事項証明書の写し 4 定款の写し 5 建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書の写し 6 合併等後の時点を基に作成された貸借対照表及び損益計算書 7 前記6の貸借対照表を作成する基になった時点を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し 8 その他必要と認める書類（定期の競争参加資格申請時に必要な書類を含む。）						
（１）合併又は営業譲渡の形態			1 新設合併 2 吸収合併 3 全部譲渡 4 一部譲渡																																																																		
（２）合併（営業譲渡）当事会社				（３）合併前に有していた資格																																																																	
	登 録 番 号	商 号 又 は 名 称	所 在 地																																																																		
a	— —																																																																				
b	— —																																																																				
（４）吸収合併（全部譲渡）の場合の存続（譲受）会社			1 a 2 b																																																																		
（５）合併（営業譲渡）の事実発生日			年 月 日																																																																		
（６）関係書類（本書を提出する際に必要な書類です。）																																																																					
1 合併契約書、営業譲渡書等合併、営業譲渡の内容が分かるもの 2 株主総会議事録（合併承認に係る記載があるもの） 3 登記事項証明書の写し 4 定款の写し 5 建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書の写し 6 合併等後の時点を基に作成された貸借対照表及び損益計算書 7 前記6の貸借対照表を作成する基になった時点を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の写し 8 その他必要と認める書類（定期の競争参加資格申請時に必要な書類を含む。）																																																																					

- 注1 「（１）合併又は営業譲渡の形態」及び「（４）吸収合併（全部譲渡）の場合の存続（譲受）会社」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「（３）合併前に有していた資格」の欄は、資格を有するものについて、1段目にその業種、2、3段目には、その格付等級（A～C）を記入してください。
- 3 「登録番号」欄には、建設工事入札参加資格認定通知書に記載された登録番号を記入してください。
- 4 「所在地」欄には、主たる営業所（本店・本社）の市町村名を記入してください。
- 5 「（５）合併（営業譲渡）の事実発生日」の欄は、合併契約において合併期日を定めた場合はその日、それ以外の場合は合併登記の日を記入してください。
- 6 合併に当たり、客観数値への加点を希望する場合は、客観数値の調整に係る申出書（別記様式第5号）を併せて提出してください。

別記様式第5号（規格A4）

客観数値の調整に係る申出書			
年 月 日			
群馬県知事		あて	
		住 所	
		商号又は名称	
		代 表 者 氏 名	印
本日提出した合併に関する届出書の審査に当たっては、下記の資格について、客観数値の調整を希望します。			
記			
客観数値の調整を希望する資格の種類			
資格の種類		資格の種類	
	土木一式工事		鋼構造物工事
	建築一式工事		ほ装工事
	とび・土工・コンクリート工事		塗装工事
	電気工事		造園工事
	管工事		

注1 客観数値の調整を希望する資格の種類に「○」を記入してください。

2 この申出書は、客観数値の調整に当たって申請者の希望を確認するものであり、等級格付の昇格を保証するものではありません。

別記様式第6号（規格A4）

審査対象者一覧表

（組合名）

建設工事種別	商号又は名称	代 表 者	住 所	電話番号

別記様式第7号(規格A4)

役員名簿

(組合名)

(年 月 日現在)

組合役職名	所 属 事 業 体		氏 名
	商 号 又 は 名 称	役 職 名	

別記様式第8号(規格A4)

組 合 員 名 簿

(組合名)

(年 月 日現在)

商号又は名称	住 所	代表者名	建設業許可番号	許可業種(略号)

◎群馬県告示第390号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年11月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 起業者の名称 社会福祉法人マグノリアニセン
- 2 事業の種類 （仮称）小規模多機能型居宅介護事業「ケアサポートセンターさとの花」の設置事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 高崎市乗附町字一丁田地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高崎市長寿社会課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業であり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業のうち、同項第4号に掲げる小規模多機能型居宅介護事業（以下「本件事業」という。）であることから、法第3条第23号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18及び老人福祉法第20条の8の規定による高齢者保健福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画に基づき、高崎市が策定した高崎市高齢者保健福祉総合計画（以下「総合計画」という。）に盛り込まれた事業であり、保険者である同市が介護保険法第78条の4第1項に基づく指定地域密着型サービス運営委員会で設置許可が決定されたものであり、財源措置も講じていることから、起業者である社会福祉法人マグノリアニセンは本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると認められる。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

① 得られる公共の利益

高崎市の総合計画では、平成17年度時点における65歳以上の高齢化率が18.7%であり、人口推計では平成26年には24.4%と高齢化が急速に進展し、介護を必要とする者も同様に増加することが予測されている。

同市では、平成18年度から平成20年度までの3ヶ年計画で、本件事業の利用見込者数を700人及び必要施設数を少なくとも30箇所としているが、平成19年9月1日現在で5箇所での開設であり、在宅で生活する高齢者へ不安を与え、特別養護老人ホーム等の施設への依存を強め、待機者数を増大させている結果を招いている。

本件事業の施行により、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で、多様で柔軟な介護等のサービスを受

けられることから、生涯にわたって自立した、尊厳のある生活を送れる等、在宅福祉の拠点として高齢者福祉の増進に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

② 失われる利益

高崎市環境部及び同市農政部との協議結果報告書によれば、本件事業予定地については周辺地域を含め保護すべき動植物の存在情報はなく、本件事業予定地を開発するに当たり特別支障はないとしている。

また、史跡文化財については、事前に高崎市教育委員会との協議を行っており、高崎市遺跡分布図及び高崎市内遺跡詳細分布調査報告書では埋蔵文化財包蔵地区外になっているとともに、過去の隣接地の埋蔵文化財試掘調査では埋蔵文化財は発見されておらず、仮に工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、その保存方法等について所管課等の指示・指導に基づき万全な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

③ 事業計画の合理性

本件事業は、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業における小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業であり、高崎市の総合計画においては、積極的に整備を推進しており、その計画に基づく事業であると認められる。

また、完成後の施設についてケアサポートセンターさとの花運営規程に基づき管理・運営が行われるとともに、保険者である高崎市が指定許可および監督指導を行うものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

① 事業を早期に施行する必要性

(3) ①で述べたように、本件事業の計画地域である高崎市は、高齢化が急速に進展しており、介護等を必要とする高齢者が増加しているが、在宅生活を継続しながら日常生活を営むのに必要な措置を講じ、身体の機能訓練を行う施設が不足している。

本件事業は、こうした状況に対処するため、高崎市が策定した総合計画の第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の地域密着型サービス事業の指定を受け、実施するものであり、早期に実施する必要があるものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

■ 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項又は第6条第1項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成19年11月20日

群馬県知事 大 澤 正 明

前橋保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
竹村達弥	たけむら整形外科クリニック	前橋市箱田町1471-16
佐藤恒夫	駒形メンタルクリニック	前橋市上増田町422-1
岡村俊哉	おかむらクリニック	前橋市西片貝町三丁目125-1
下田隆也	医療法人社団翠彩会下田内科医院	前橋市南町三丁目64-13
福田一代	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町三丁目39-15

渋川保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
飯島悟	渋川総合病院	渋川市渋川1338-4
小野真衣子	群馬県立小児医療センター	渋川市北橋町下箱田779

伊勢崎保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
村上優子	旭ヶ丘診療所	伊勢崎市間野谷町135-1
塩澤新治	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
神田洋	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
岩崎勉	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
宮田展宏	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
松尾英世	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
鈴木隆男	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
喜楽順一	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
都丸浩一	医療法人鶴谷会桑原医院	伊勢崎市馬見塚町937-6
松本和久	医療法人望真会古作クリニック	伊勢崎市日乃出町1351-8
伊藤一人	医療法人望真会古作クリニック	伊勢崎市日乃出町1351-8

新井誠二	医療法人望真会古作クリニック	伊勢崎市日乃出町1351-8
柴田康博	医療法人望真会古作クリニック	伊勢崎市日乃出町1351-8
小林大志朗	医療法人望真会古作クリニック蕪塚分院	伊勢崎市連取町512
関根芳岳	医療法人望真会古作クリニック蕪塚分院	伊勢崎市連取町512
古谷洋介	医療法人望真会古作クリニック蕪塚分院	伊勢崎市連取町512
山本巧	医療法人望真会古作クリニック東分院	伊勢崎市田部井町三丁目1979-3
大谷哲也	医療法人長沼内科	伊勢崎市北千木町922-1
戸島規子	医療法人社団三思会ひかりクリニック	伊勢崎市間野谷町1114
美原盤	美原診療所	伊勢崎市大手町6-23
村山義和	美原診療所	伊勢崎市大手町6-23
平賀健司	美原診療所	伊勢崎市大手町6-23
狩野賢一	望月内科医院	伊勢崎市国定町一丁目1122-1
吉井博	医療法人山田外科内科医院	伊勢崎市東本町45
大嶋博之	医療法人石井会石井病院	伊勢崎市波志江町1152
小泉幹	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
青木望	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
都丸浩一	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
小野田公夫	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
茂木千紗都	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
斉藤寛子	伊勢崎市民病院	伊勢崎市連取本町12-1
倉林均	伊勢崎福島病院	伊勢崎市大手町18-10
原淳子	医療法人原会原病院	伊勢崎市境上武士898-1
美原樹	財団法人脳血管研究所附属美原記念病院	伊勢崎市太田町366
松田武徳	松田医院	伊勢崎市田中島町1186
高橋修平	社団法人伊勢崎佐波医師会病院	伊勢崎市下植木町481
荒木健彦	医療法人鶴谷会鶴谷病院	伊勢崎市境百々421
梶奈美子	医療法人原会原病院	伊勢崎市境上武士898-1
高尾昌樹	財団法人脳血管研究所附属美原記念病院	伊勢崎市太田町366

高崎保健福祉事務所管内

--	--	--

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
石田常博	医療法人済恵会須藤病院	安中市安中三丁目25-13
長澤武志	医療法人済恵会須藤病院	安中市安中三丁目25-13
宮口信吾	みやぐち医院	安中市原市3875

藤岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
吉田武史	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
石崎卓馬	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
志村龍男	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
井出宗則	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
持田泰	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
谷賢実	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
森永暢浩	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
田村友宏	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
島田哲明	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
高橋哲史	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
秋谷寿一	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
金子由夏	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
細川高史	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
平井英子	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
清水啓明	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
吉田武史	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
石崎卓馬	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
志村龍男	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
井出宗則	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
持田泰	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
谷賢実	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
森永暢浩	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
田村友宏	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
高橋哲史	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1

秋谷寿一	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
平井英子	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
佐藤雅勇	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
細川高史	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
入沢寛之	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
清水啓明	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
金子敦	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1
田中壯佑	多野藤岡医療事務市町村組合介護老人保健施設しらさぎの里	藤岡市中栗須519-2
大沢天使	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
小池建吾	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
平柳公利	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
久能木真喜子	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
田野しのぶ	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
池田祥恵	医療法人育生会篠塚病院	藤岡市篠塚105-1
金子敦	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
鈴木茂正	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
佐藤雅勇	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
斉藤貴之	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
山崎暁霞	公立藤岡総合病院附属外来センター	藤岡市中栗須813-1
鈴木茂正	公立藤岡総合病院	藤岡市藤岡942-1

富岡保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
菊池修	もみの木こどもクリニック	甘楽町大字福島818-4

中之条保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
斎藤勇一郎	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	中之条町大字上沢渡2136
野村和重	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	中之条町大字上沢渡2136

大山善昭	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	中之条町大字上沢渡2136
小池脩夫	社団法人群馬県医師会温泉研究所附属沢渡病院	中之条町大字上沢渡2136
八子宏	医療法人社団寿山会田島病院	中之条町大字中之条1782
佐藤ミカ	草津こまくさ病院	草津町大字草津464-701
吉田恭	草津こまくさ病院	草津町大字草津464-701
魚住義之	草津こまくさ病院	草津町大字草津464-701

沼田保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
笛木豊司	社団法人ほたか会ほたか病院	川場村大字生品1861
松江鶴平	社団法人ほたか会ほたか病院	川場村大字生品1861
牛島義雄	社団法人ほたか会ほたか病院	川場村大字生品1861

太田保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
大和田進	太田福島総合病院	太田市東今泉町875-1
黛博雄	太田福島総合病院	太田市東今泉町875-1
武田隆子	太田福島総合病院	太田市東今泉町875-1
岸岡博文	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
中里晴樹	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
芳賀とし	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
大谷太郎	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
寺島哲二	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
馬場憲臣	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
金子瑞恵	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81
森田美則	富士ヶ丘病院	太田市熊野町38-81

館林保健福祉事務所管内

医 師 名	医 療 機 関 名	所 在 地
金丸良範	館林厚生病院	館林市成島町262-1
小暮真也	館林厚生病院	館林市成島町262-1

須賀裕美子	館林厚生病院	館林市成島町262-1
高橋憲史	館林厚生病院	館林市成島町262-1
千代田朋子	館林厚生病院	館林市成島町262-1
堤裕史	館林厚生病院	館林市成島町262-1
野内達人	館林厚生病院	館林市成島町262-1
牧野武朗	館林厚生病院	館林市成島町262-1
室谷研	館林厚生病院	館林市成島町262-1
相場彩子	青柳病院	館林市小桑原町1505
新井弘一	医療法人慶友会宇沢整形外科	館林市松原一丁目10-30
清水裕晶	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
鈴木國弘	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
永尾正	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
服部良之	医療法人海宝会海宝病院	館林市堀工町1269
新井弘一	医療法人慶友会慶友整形外科病院	館林市羽附町1741
三村聡男	医療法人慶友会慶友整形外科病院	館林市羽附町1741
新出真理子	館林記念病院	館林市台宿町7-18
堀越英	堀越医院	館林市北成島町513
瀬尾洋二	医療法人横田胃腸科内科	館林市細内町1005-1

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年11月20日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分をした年月日 平成19年11月12日
- 2 被処分者

商号	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号
三藤建設工業株式会社	代表取締役 藤見保次	伊勢崎市赤堀今井町一丁目91番地	群馬県知事許可第13884号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲 公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
- (2) 期間 平成19年11月21日から同年12月20日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実 被処分者は、請負契約書の偽造を行い、完成工事高を水増しし、決算報告書を提出し、経営事項審査を申請した。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
